現行

第1条 省略

(用語の定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定める ところによる。
 - (1)~(7) 省略
 - (7)の2 高校生等保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で高校生 等を現に監護する者をいう。

(8)~(11) 省略

第3条 省略

(助成の範囲)

- 第4条 市長は、乳幼児等、こども及び高校生等の疾病又は負傷について、規則 で定める手続に従い、次に掲げる額を助成する。
 - (1)~(2) 省略
 - (3) 乳幼児等のうち6歳に達する日の翌日以後の最初の3月31日を経過した 者及びこどもの入院以外の療養である場合 医療保険各法の給付が行われ た場合における被保険者等負担額に相当する額から、1日につき400円(乳児 保護者、幼児等保護者又はこども保護者の属する世帯の医療保険各法の給 付が行われた月の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税の同法 第292条第1項第2号に掲げる所得割(同法第328条の規定によって課する所 得割を除く。)の額(同法第314条の7並びに同法附則第5条の4第6項、同法附 則第5条の4の2第5項及び同法附則第7条の2第4項の規定による控除をされ るべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。)の合計額が 235,000円以上の場合には、800円)を一部負担金として控除した額。ただし、 低所得者である場合及び同一の月に同一の保険医療機関等において2回を 超えて給付を受けた場合は、控除しない。

2~4 省略

第5条 省略

(損害賠償との調整)

第6条 市長は、乳幼児等及びこども(乳児保護者、幼児等保護者及びこども保 護者を含む。)が疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その価額の限 度において、その全部若しくは一部を助成せず、又は既に助成した全部若し くは一部に相当する額を返還させることができる。

第1条 省略

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定める ところによる。

改正案

- (1)~(7) 省略
- (7)の2 高校生等保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で高校生 等を現に監護する者をいう。ただし、高校生等を監護する者がない場合に あっては、当該高校生等本人をいう。
- (8)~(11) 省略

第3条 省略

(助成の範囲)

- 第4条 市長は、乳幼児等、こども及び高校生等の疾病又は負傷について、規則 で定める手続に従い、次に掲げる額を助成する。
 - (1)~(2) 省略
 - (3) 乳幼児等のうち6歳に達する日の翌日以後の最初の3月31日を経過した 者、こども及び高校生等の入院以外の療養である場合 医療保険各法の給 付が行われた場合における被保険者等負担額に相当する額から、1日につき 400円(乳児保護者、幼児等保護者、こども保護者又は高校生等保護者の属 する世帯の医療保険各法の給付が行われた月の属する年度分の地方税法の 規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割(同法第 328条の規定によって課する所得割を除く。)の額(同法第314条の7並びに同 法附則第5条の4第6項、同法附則第5条の4の2第5項及び同法附則第7条の2第 4項の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した 額とする。)の合計額が235,000円以上の場合には、800円)を一部負担金と して控除した額。ただし、低所得者である場合及び同一の月に同一の保険 医療機関等において2回を超えて給付を受けた場合は、控除しない。

2~4 省略

第5条 省略

(損害賠償との調整)

第6条 市長は、乳幼児等、こども及び高校生等(乳児保護者、幼児等保護者、 こども保護者及び高校生等保護者を含む。)が疾病又は負傷に関し損害賠償を 受けたときは、その価額の限度において、その全部若しくは一部を助成せず、 又は既に助成した全部若しくは一部に相当する額を返還させることができ

	る。
以下省略	以下省略